

広島県告示第四百六十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

大竹市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一九年五月二八日	午前一〇時三〇分～午後三時	大竹会館
平成一九年五月二九日	午前一〇時三〇分～午後三時	大竹会館
平成一九年五月三〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	玖波公民館
平成一九年五月三一日	午前一〇時三〇分～午後三時	大竹市役所

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成一九年五月二八日～ 平成一九年七月二七日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会